

宇治都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月

京都府

《目次》

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 都市計画の目標 | 1 |
| 2 | 区域区分の有無及び方針 | 3 |
| 3 | 土地利用の方針 | 4 |
| 4 | 都市施設の方針 | 8 |
| 5 | 市街地開発事業の方針 | 13 |
| 6 | 自然環境の整備又は保全に関する方針 | 14 |

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、京都と奈良の間に位置することから、古くは交通の要衝として、また、平安貴族の別業の地として栄え、さらに、昭和初期には日本初の国営干拓事業が行われるなど、特徴的な歴史や貴重な歴史的文化遺産を持ち、区域を囲むように流下する宇治川や木津川などの豊かな自然環境を有する地域である。

また、京都市等の大都市に近接する地理的条件や広域幹線道路が早期に整備されるなど恵まれた交通条件から、都市近郊の住宅地や工場地として急速に都市化が進行した地域でもある。

近年では、京都第二外環状道路、第二京阪道路、京奈和自動車道及びJR奈良線の整備や新名神高速道路の事業化により、主に京都・大阪との時間距離が短縮されるとともに広域交通網の結節点としての重要性が増してきており、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、安心・安全な暮らしを確保し、広域交通網を活かした豊かな産業・文化の交流を促進するため、農業的土地利用との整合を図りつつ計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを進める。

- ①子育て世代、高齢者等のだれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり
- ②中心市街地に公的な役割を担う施設が集積し、賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とネットワークでつながり、必要な都市機能を相互に補完・連携する効率性・利便性の高い都市づくり
- ③公共交通等により中心市街地と生活拠点がネットワーク化され、誰もが活動しやすい都市づくり
- ④ICT等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり
- ⑤災害に強くしなやかで安全な都市づくり
- ⑥広域交通網、学術研究施設、産業の集積を活かし、交流連携によってイノベーションが活性化することで、地域経済が持続的に成長・発展する都市づくり
- ⑦地域特性を活かした個性的な魅力により、活発な交流が創り出される都市づくり
- ⑧自然、地域文化を反映した良好な景観が保全、形成されている質の高い都市づくり
- ⑨だれもが生まれ育った地域に住み続けられる魅力ある都市づくり
- ⑩住民、民間、行政等が連携・協働し、魅力ある地域社会を実現する都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、京都市等の大都市の近郊住宅地として、JR奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線の鉄道沿線、並びに、宇治市や城陽市の東部丘陵地周辺を中心に市街地が形成されている。最近では、都市計画区域全体として人口は減少傾向にある。

なお、国道1号及び国道24号沿道には交通の利便性を活かした工業地が形成されており、活発な産業活動が行われているが、近年、中小企業の廃業や転出も見受けられる。一方、宇治川や東部丘陵地の豊かな自然環境、平等院や宇治上神社の世界遺産及び源氏物語の舞台とされていることな

ど、固有の歴史・文化資源や貴重な観光資源を有している地域でもある。

近年では、京都第二外環状道路及び第二京阪道路の供用開始、新名神高速道路の事業化等により広域交通網が充実してきており、交通結節点としての地理的、機能的条件を活かし、他都市との連携によるさらなる産業集積が期待される。

しかし、区域内には、昭和30年代後半からの急速な都市化により都市施設等が不十分な状態で市街地が形成された地域を有するなど、木造住宅密集地域や幹線道路における交通渋滞などさまざまな都市課題を抱えており、交通結節点における基盤整備、公共交通サービスの質的向上、工場跡地等の土地利用転換などにより市街地の環境改善が必要である。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆優れた文化、景観の保全・形成と都市機能の高度化による誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市

豊かな自然、歴史的建造物等を活かした景観形成、空き家等の既存ストック活用、居住環境の改善等によって、質の高い都市環境を整える。

また、鉄道駅周辺等の交通結節点を中心とした都市部において、公共交通機関の利便性を向上させるとともに、公共施設、旅客施設、建築物のバリアフリー化等の都市基盤整備と、それに応じた合理的な土地利用誘導によって、都市機能を増進し、さらに、それらを公共交通等でネットワーク化することで、効率性、利便性が高く、誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市を目指す。

◆災害に強くしなやかで安全な都市

都市河川の改修、老朽化する既存施設の維持管理等のハード対策、土地利用規制、防災教育等のソフト対策を組み合わせることによって、近年頻発している水害、土砂災害や、発生が懸念されている東南海・南海地震等の大規模災害から、府民や来訪者の生命、財産を守り、都市の重要な機能が致命的な損害を受けず、被害を最小限に抑え、迅速な復旧が可能な災害に強くしなやかな都市を目指す。

◆豊かな歴史・文化・自然と充実する広域交通網を活かした産業拠点のある交流都市

平等院、宇治上神社等の歴史的建造物及び宇治川周辺等の自然・歴史的景観などの本区域特有の文化・歴史・自然資源や、世界文化遺産登録に取り組んでいる宇治茶などの地域産業等を活かし、観光・レクリエーションなどの交流機能の向上を図る。

また、広域交通網の整備、京都市の伝統的技術や関西文化学術研究都市の研究成果等を活かすとともに、広域交通網を活用した京阪神大都市圏との交流・連携を一層促進することで産業機能の集積及び高度化を図り、創造性にあふれる交流都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域の一部は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後は人口等の増加は予想されないものの、人口規模及び産業規模等の都市的集積度は非常に高く、更に、市街地開発事業及び民間による大規模開発等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において良好な住環境形成に資する都市基盤の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分 | 平成22年 | 平成37年 |
|-----------|---------|-------------|
| 都市計画区域内人口 | 293.0千人 | おおむね272.1千人 |
| 市街化区域内人口 | 283.6千人 | おおむね262.8千人 |

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

| | | 平成22年 | 平成37年 |
|------|--------|----------------|----------------|
| 生産規模 | 工業出荷額 | 8,545億円 | 12,136億円 |
| | 卸小売販売額 | 4,899億円 | 5,231億円 |
| 就業構造 | 第1次産業 | 1.8千人 (1.5%) | 1.0千人 (1.0%) |
| | 第2次産業 | 33.4千人 (27.6%) | 23.9千人 (23.7%) |
| | 第3次産業 | 85.8千人 (70.9%) | 76.0千人 (75.3%) |

③ 市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

| 年 次 | 平成37年 |
|---------|-----------|
| 市街化区域面積 | 3,740 h a |

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地（官公庁施設）

官公庁施設は、各市町の庁舎を中心に集積しており、今後ともこれらの地区を中心に業務地の形成、機能向上を図る。宇治市においては、JR宇治駅から市役所に至る地区に、城陽市においては、市役所を中心とする寺田中部地区に、井手町においては、庁舎の建て替えと整合を図りながら業務地を配置する。

また、新たな業務地の配置を検討する。

②商業地

JR奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線の各鉄道駅等を中心として商業地の形成を図る。特に、宇治市のJR宇治駅南側地区、六地藏地区、大久保地区及び久御山町まちなちの駅周辺については、中心商業地として位置づけ、市街地の整備等の推進と併せて広域商業機能の充実を図る。また、小倉、寺田、山城多賀及び玉水地区等の一般商業地についても、都市基盤施設の整備を図りながら、日常的な商業需要に対応する地区中心的な商業地の配置を図る。

新名神高速道路の整備やスマートインターチェンジ設置に向けた調査が進められている城陽市東部丘陵地長池地区については、広域的な交通利便性の向上を活かし、広域圏を対象とした商業機能の配置を図る。

③工業地

宇治市、久御山町、井手町の市町を中心に国道1号、国道24号沿道等に工業地が形成されている。また、整備が進められている新名神高速道路のインターチェンジ周辺の久世荒内・寺田塚本地区や国道307号バイパス沿道の市田白坂地区についても充実する都市基盤を活かし、生産環境を整備し、優良な工業地の形成を図る。

特に、第二京阪道路、京都第二外環状道路及び新名神高速道路のインターチェンジ等の周辺地区については、広域幹線道路網の整備により交通結節点となるため、優れた立地条件を活かし、の工業・流通業務地等の形成を図る。

また、新名神高速道路の整備が進められている城陽市東部丘陵地青谷地区については、広域的な交通利便性の向上を活かし、物流機能の配置を図る。

④住宅地

既成市街地及びその周辺部において、広範囲に低層住宅地が形成されている。これらの住宅地については、都市基盤施設の整備と併せて増加する空き家対策や、一定の高度利用を図りながら引続き住宅地として位置付ける。また、井手町において、宇治木津線の整備にあわせて、住宅地の整備も検討する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

| 用途 \ 区域 | 高密度利用を図るべき区域 | 低密度利用を図るべき区域 |
|---------|-------------------------|-----------------|
| 業務地 | JR宇治駅から宇治市役所 周辺、寺田中部 | 井手町庁舎建替えにあわせた配置 |

| | | |
|-----|----------------------------------|--|
| 商業地 | 六地藏、黄檗、JR宇治駅周辺、小倉、大久保、JR城陽駅周辺、寺田 | 東部丘陵地長池地区、久御山町まちの駅周辺、JR山城多賀駅、玉水駅周辺 |
| 工業地 | | 槇島、大久保・林、久御山町中央地域、久世荒内・寺田塚本地区、東部丘陵地青谷地区、市辺白坂地区・井手町白坂地区 |
| 住宅地 | | 井手町宇治木津線沿線 |

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。そのため、市街地の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、増加する空き家対策など既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

| 区分 | 住区分の考え方 | 主な地区 | 整備方針 |
|-------|-------------------|---|--|
| 既成市街地 | 小学校区等日常生活圏を単位とする。 | 六地藏、木幡、五ヶ庄、宇治、槇島町、小倉町、伊勢田町、広野町、大久保町、寺田、長池、観音堂、中、奈島、市辺、東角、佐山、多賀、井手 | <p>既存コミュニティの保全に配慮しながら、鉄道最寄り駅や幹線道路へのアクセスを高めるとともに、通過交通を排除した道路整備を進める。</p> <p>特に、公共施設の整備が遅れ老朽木造住宅が密集した市街地については、住環境整備事業及び地区計画等の活用を図りつつ、耐震性・耐火性等の防災性能の向上を図るとともに、居住環境に配慮した市街地整備を進める。</p> <p>また、商業・業務地として高度利用を図るべき区域を含む住区については、市街地開発事業と併せた公共施設の整備を誘導する。</p> <p>さらに、介在する未利用地の整序のため、地区計画等を活用し良好な市街地の形成を誘導する。</p> |

(4) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

①都市再構築に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かし、中心市街地に賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とのネットワークによって、必要な都市機能を相互に補完・連携を推進することで、誰もが暮らしやすく、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」等に沿って、特定大規模建築物の郊外立地を抑制する。

②土地の高度利用に関する方針

近鉄大久保駅周辺地区等の商業・業務地として整備すべき中心地区については、市街地開発事業等の推進により、幹線道路、駅前広場等の都市基盤施設を整備し、都市機能の集積と土地の合理的で健全な高度利用を進める。

③用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

幹線道路等の都市基盤施設の整備が進捗した区域については、適正な土地利用計画に基づいて用途の転換を図る。

都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

④居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地の木造建物が密集する地域については、耐震性の向上を図るとともに、道路・公園等の整備を推進し、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

防犯機能の向上の観点から、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内には、平等院、宇治上神社、黄檗山万福寺、水度神社等多くの歴史的遺産が存在し、周辺の自然環境と一体となった歴史的景観を形成しているため、地域制緑地の指定等による保全等、景観形成に配慮したまちづくりに努める。

⑥市街地景観の形成に関する方針

景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

木津川右岸沿いの農地や巨椋池干拓地等及び宇治川、古川、長谷川、青谷川、南谷川等の河川沿いに分布する農用地については、今後とも優良農地として保全を図る。

②災害防止上の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

城陽市における山砂利採取跡地については、東部丘陵地整備計画と整合を図りながら、緑地等としての修復、整備により災害の防止を図る

また、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の東部に連担する丘陵、山地については、自然と史跡に恵まれた有数の緑地帯であり、この自然環境や自然景観の保全を図る。

また、宇治川、木津川については、自然環境の骨格的な施設として位置づけ保全を図る。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

各市町による地域の創生等の政策的な取組に必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針

広域交通網を活かした産業拠点のある都市を目指し、新名神高速道路の整備を促進するとともに、(都)京都宇治線等の幹線道路の整備を進める。

また、人口減少などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しを進める。

市街地の環境改善による安心・安全な都市を目指し、公共交通網の強化を図るため、JR玉水駅前広場等の整備を進めるとともに、既存道路機能を最大限に発揮し、安全で快適な道路空間を創出する。

地域資源を活かした個性ある都市を目指して、(都)宇治川線等の観光拠点へのアクセス道路の整備や鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮することともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路の整備率は、

現況(平成22年) 整備率 約49%であるが、平成37年には、約59%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

| | 平成22年実績 | 平成37年整備目標 |
|-----|---------|-----------|
| 整備率 | 約49% | 約59% |

③整備方針

ア 道路

高速道路としては、新名神高速道路の整備を図る。

幹線道路等としては、宇治木津線、国道24号、国道307号、(都)京都宇治線、(都)宇治淀線、(都)東城陽線、(府)向島宇治線等の整備を図る。

交通結節点である駅前広場については、JR長池駅、山城青谷駅、玉水駅、近鉄寺田駅等で整備を図る。

イ 鉄道

JR奈良線の複線化の促進を図るとともに、JR片町線と奈良線を結ぶ片奈連絡線構想については整備の検討を深める。また、近鉄京都線については連続立体交差化を検討する。

ウ 交通需要管理

増大する交通需要に対応して、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけでなく既存の交通施設の有効利用が必要である。そのため交通規制や誘導等を体系的に組み合わせた交通需要の管理を充実させ、バス等の中量輸送機関の利用促進を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

| 事業名 | 路線名 |
|--------------------|--|
| 道路事業 又は 街路事業 | 新名神高速道路、宇治木津線、国道24号、国道307号、（府）上狛城陽線、（府）向島宇治線、（都）京都宇治線、（都）宇治淀線、（都）城陽宇治線、（都）東城陽線、（都）塚本深谷線、（都）宇治伊勢田線、（都）玉水駅自由通路線、（都）玉水駅東交通広場、（都）玉水駅西交通広場、（都）青谷線、（都）西城陽線、（都）国道307号インター連絡線（仮称）、（都）東部丘陵線（仮称） |

※（都）：都市計画道路を表す。

イ 鉄道

| 路線名 | 備考 |
|-------|-----|
| JR奈良線 | 複線化 |

ウ 駅前広場

| 箇所名 |
|---|
| JR新田駅、JR長池駅、JR山城青谷駅、JR玉水駅、地下鉄六地藏駅、近鉄寺田駅 |

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共水域の水質保全を図る観点から、木津川流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道及び単独公共下水道の污水計画に基づき下水道（污水）の整備を図る。

また、浸水防除の観点から単独公共下水道雨水計画に基づき下水道（雨水）の整備を図る。

さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入等により下水道の質的向上を図るとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

なお、污水处理施設を効率的に整備するため、浄化槽等による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

各市町の流域関連公共下水道及び単独公共下水道の污水事業を推進し、処理区の拡大に努める。木津川流域下水道及び宇治市の終末処理場において高度処理の導入を図るとともに、増設を行い、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

また、単独公共下水道雨水対策事業を推進し、浸水区域の解消に努めるとともに、老朽化施設

の計画的な更新・改築を図る。

汚水処理に係る整備目標

| | 平成22年実績 | 平成37年整備目標 |
|-----|---------|-----------|
| 普及率 | 86% | 100% |

*普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

雨水対策に係る整備目標

| | 平成22年実績 | 平成37年整備目標 |
|-----------|---------|-----------|
| 都市浸水対策達成率 | 43% | 50% |

*都市浸水対策達成率：整備対象区域に対する整備済み区域の比率

③整備方針

木津川流域関連公共下水道及び宇治市単独公共下水道の計画処理区域内の早期整備完了を目指すとともに、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

木津川流域下水道及び宇治市の終末処理場においては、高度処理をはじめ下水処理の技術の開発を進めるとともに、増設を行い、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

雨水対策については、宇治市の単独公共下水道で継続して整備に努めるとともに、井手町において老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

| 種別 | 事業名 | 事業箇所 | |
|-------------|---------|------------|-----------------------------------|
| | | 種別 | 事業箇所 |
| 下水道 (汚水) | 流域下水道事業 | 終末処理場 | 洛南浄化センター |
| | 公共下水道事業 | 単独 | 宇治市 東宇治処理区 |
| | | 流域 | 宇治市 洛南処理区 |
| | | 関連 | 城陽市 久御山町 井手町 〃 〃 〃 |
| 下水道 (雨水) | 公共下水道事業 | 宇治市 井手町 | 井川排水区、巨椋池排水区他 合藪都市下水路 |

(3) 河川

①基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしを守るまちづくりを行う観点から、既成市街地の浸水防除を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報

伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価し、水辺環境の保全に努めるとともに、景観等に配慮した良好な水辺空間の創出を図る。

②整備水準の目標

本区域は一級水系淀川の流域にあるが、当面、時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

③整備方針

本区域の代表的な河川である一級河川古川は流域の都市化が特に著しく、出水時には宇治川合流点でポンプによる強制排水を行う典型的な内水型都市河川であり、国の直轄管理河川である宇治川の改修にあわせ、古川本川の改修を中心に市街地内を流下する古川の支川の井川等の改修を促進する。また、上記河川の改修の促進にあわせて流域の持つ防災機能の維持・確保を図り、市街地の浸水被害の防止に努める。

本区域の北部においては弥陀次郎川等の都市河川の改修を促進する。

河川環境の整備・保全については、景観に配慮した宇治川改修等の都市河川の環境保全を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

| 種別 | 事業名 | 事業箇所 |
|----|--------|--|
| 河川 | 河川改修事業 | 一級河川 宇治川、古川、井川、名木川、弥陀次郎川、戦川、新田川、堂の川（木幡池） |

（4）その他の都市施設

①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な更新と景観に配慮しつつ自然・生活環境の保全・整備を図る。

発生抑制を前提とした、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、住民や事業者と行政の連携の下、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設整備について、都市基盤施設と整合のとれた適正な規模・配置を総合的に考慮して推進する。

また、急速に進む少子高齢社会において、都市活動の向上や都市環境の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

②整備方針

ア ごみ処理施設

2箇所の清掃工場について、新たな環境基準等に対応した処理機能の向上や、機能の維持・増進を図るとともに処理の広域化に向けた検討を進める。

イ その他の中核的施設

住民の健康増進を図り、また高齢社会への対応を図る観点から病院、保健センター等の医療、社会教育、社会福祉施設の整備を推進する。

し尿処理能力の拡充に関しては、今後下水道の整備に合わせた、効率的な処理能力の維持・確保に努める。

ウ 教育施設

少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性について統廃合を含めた検討を行うとともに、高齢社会等に対応した、多様な世代が利用できる施設の多機能化についても検討する。

井手町内に府立特別支援学校を新設することにより、特別支援教育の一層の充実を図る。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、昭和30年代後半からの急速な市街化等によって形成された木造住宅密集地域が多く、各種交通の交通結節点である鉄道駅周辺地区においても都市基盤の整備が求められている。

市街地の整備に関しては、大都市に隣接する、めぐまれた地理的条件を活かしながら、優れた都市景観の保全・形成をはじめ、地域資源を活用した、個性あるまちづくりを推進するとともに、公共施設の整備による都市機能の拡充、居住環境の向上を図る。

特に、土地区画整理事業等の面的整備事業や地区計画の活用により、鉄道駅周辺について都市拠点としての再構築を図り都市機能の向上を図るとともに、防災上課題のある地域について、公共施設の整備や住宅の建替を促進し、防災性の高い、安心・安全な市街地の再編・形成を図り、交通結節点である鉄道駅周辺を中心としたまちづくりを進めることにより中心市街地としての活性化を図る。また、市街化区域内の農地や工場跡地等の低未利用地等についても効率的な土地利用を促進していくため、市街地開発事業や地区計画等を活用した土地の有効・高度利用により良好な住宅地等の形成を整備・誘導する一方、保全すべき農地については、生産緑地地区制度を活用し、都市内の貴重な緑とオープンスペースとして確保する。

(2) 整備方針

①市街化進行地域及び新市街地

既に計画的な市街地整備が進行中の区域については、良好な住宅・住宅地の供給を促進すると共に、周辺地域との調和、防災及び環境の保全に配慮した秩序ある市街地の整備、地区計画等を活用した誘導を図る。

②既成市街地

鉄道駅周辺地区等の商業・業務地として整備すべき中心地区については、市街地開発事業の推進により、幹線道路、駅前広場等の都市基盤施設を整備し、都市機能の集積と土地の合理的で健全な高度利用を進める。

公共施設の不足が著しく、木造建物が広範囲に密集する地域については、総合的な住環境整備事業の導入を図り、防災性能の向上をはじめとする居住環境の改善に努める。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

| 事業名 | 地区名 |
|-----------|---|
| 土地区画整理事業等 | 近鉄大久保駅周辺地区、寺田駅周辺地区、久世荒内・寺田塚本地区、山城青谷駅周辺地区、東部丘陵地長池地区、東部丘陵地青谷地区、佐山地区 |

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「新都市のみどりあふれる環境の形成と郷土景観の保全」を目指して水とみどりの施策を推進する。

① 緑地の確保目標面積

| 緑地の確保目標面積 (平成37年) | 将来市街化区域面積に対する割合 | | 都市計画区域面積に対する割合 | |
|----------------------|-----------------|------|----------------|------|
| | 緑地確保目標面積 | 割合 | 緑地確保目標面積 | 割合 |
| | 約630 h a | 約17% | 約5,900 h a | 約58% |

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

| | 平成22年実績 | 平成37年整備目標 |
|-----------|-----------|------------|
| 都市計画区域人口 | 約14.5㎡/人 | 約20.4㎡/人 |
| 1人当たり整備面積 | (約7.0㎡/人) | (約15.1㎡/人) |

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。

- 自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。
- 東海自然歩道等の自然歩道や自転車道により水とみどりを結ぶネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

- うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。
- 市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。
- 鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。
- 都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。
- 公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

- 水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。
- 貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
- 市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
- 市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。
- 森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

- 地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- 公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。
- 市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。
- 市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。
- 工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

- 世界遺産、指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- 溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。
- 竹林、梅林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。
- 歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するとともに、歴史や文化に

親しめる空間として整備する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要

| 種類 | 種別 | 配置方針の概要 |
|--------|------|--|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 街区内に居住する者が容易に利用できるように約3haの整備を図る。 |
| | 近隣公園 | 近隣に居住する者が容易に利用できるように約1.4haの整備を図る。 |
| | 地区公園 | 徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約4haの整備を図る。 |
| 都市基幹公園 | 運動公園 | 木津川運動公園等の整備拡充を図る。 |
| 特殊公園 | 風致公園 | 良好な風致、景観を有する箇所等、約5.2haの整備を図る。 |
| 大規模公園 | 広域公園 | 山城総合運動公園において、防災施設等の整備を進める。 |
| 緑地 | | 宇治川や木津川の沿川地域等において、緑道等の整備を進めることにより、水と緑のネットワークの形成を図る。 東部山地山麓部や市街地に点在する小規模な緑地の保全を図る。 |

②地域制緑地の指定方針の概要

| 地区の種類 | 指定方針の概要 |
|----------|--|
| 風致地区 | 平等院、万福寺、三室戸寺周辺が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、市街地及びその周辺の緑地について、必要に応じて指定を行う。 |
| 近郊緑地保全区域 | 東部山地が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、自然環境の保全を図る。 |

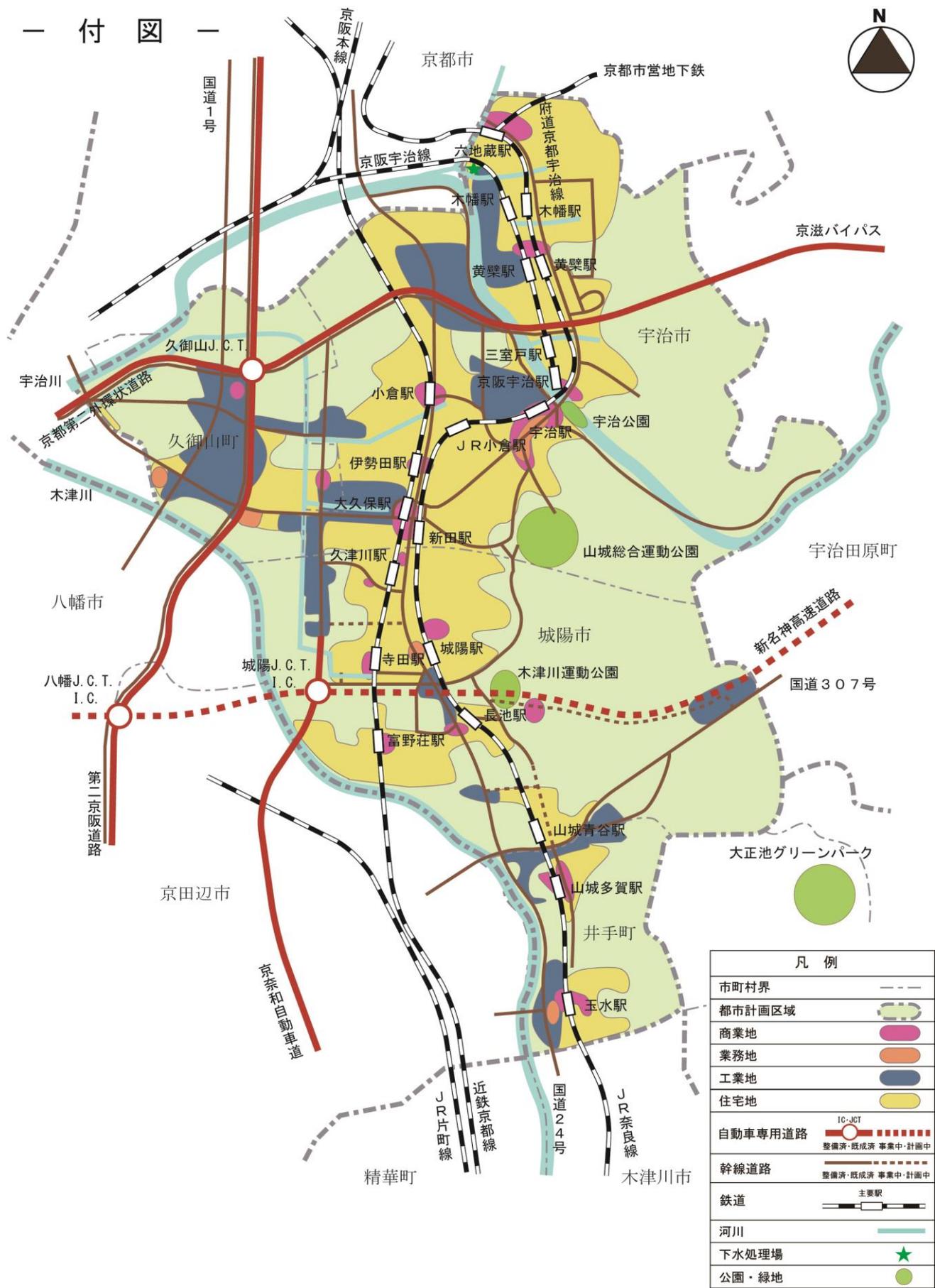
| | |
|------|---|
| 自然公園 | 宇治川沿いに琵琶湖国定公園が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。 |
|------|---|

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

| 種 別 | | 名 称 等 |
|-----------|--------|------------|
| 施設緑地 | 住区基幹公園 | 白坂緑地公園（仮称） |
| その他の公園・緑地 | | 木津川運動公園 等 |

一 付 図 一



| 凡 例 | |
|---------|--|
| 市町村界 | --- |
| 都市計画区域 | --- (dashed green) |
| 商業地 | ■ (pink) |
| 業務地 | ■ (orange) |
| 工業地 | ■ (blue) |
| 住宅地 | ■ (yellow) |
| 自動車専用道路 |  整備済・既成済 専業中・計画中 |
| 幹線道路 |  整備済・既成済 専業中・計画中 |
| 鉄道 |  主要駅 |
| 河川 | — (light blue) |
| 下水処理場 | ★ (green star) |
| 公園・緑地 | ● (green circle) |